

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

別表第一 (第二条第一号)

建築物に関する整備基準

(い) 出入口	<p>利用者(公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の用に供する出入口(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)であつて、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室(床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。)の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(ろ) 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>利用者の用に供する廊下等(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項に定める構造とすること。</p> <p>三 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から(い)項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路((に)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三第二項第一号又は第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ニ (い)項に定める構造の出入口、(を)項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに(に)項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>四 (い)項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</p>

	<p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>
(は) 階段（その踊場を含む。）	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階（以下「特定階」という。）に通じる階段（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること（学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。）。</p> <p>一 手すりを設けること。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合を除く。）。</p>
(に) エレベーター	<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 籠の幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 籠の奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</p> <p>三 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p> <p>四 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>五 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>七 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>八 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p>

		<p>九 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>十 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>十一 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
(ほ) 便所		<p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便所を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p>
(へ) 客席		<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者一人当たり、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(イ)項に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>

(と)	更衣室及びシャワー室	<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。</p> <p>六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>
(ち)	浴室	<p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする。</p>
(り)	客室	<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>六 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。</p>
(ぬ)	カウンター及び記載台	<p>利用者の用に供するカウンター（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。）及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>

(る)	公衆電話台	利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
(を)	改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)	改札口及びレジ通路のうち、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できること。 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(わ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 一 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮したものとすること。 二 点字による表示を行うこと。
(か)	案内標示	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 二 点字による表示を行うこと。 三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。
(よ)	駐車場	一 利用者の用に供する駐車場(駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。) 二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。 ハ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。 三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。
(た)	敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。 三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

		<p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(1) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
--	--	---	--